

総務文教常任委員会

令和5年12月4日

まちづくり政策部 人事課

総務財政部 管財課

不祥事再発防止に関する取組について

- 1 加東市職員倫理規程の制定について（人事課）・・・・・・・・・・ P 1
- 2 官製談合防止に係る取組について（管財課）・・・・・・・・・・ P 5

不祥事再発防止に関する取組について

1 加東市職員倫理規程の制定について（人事課）

これまで加東市では国家公務員倫理法や国家公務員倫理規程を準用し、職員研修等とおして職員倫理の保持を図ってきました。今回の不祥事を受け、加東市職員の事業者等や利害関係者への対応を明確化し、不正な要求に対する措置や規程に違反した職員に対する処分について定めることにより不祥事を防止し、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的に加東市職員倫理規程を制定しました。

（1）制定内容

職員の倫理行動規準を定めるとともに、事業者等や利害関係者との接触に関する禁止行為等や不正な要求に対する措置、規程違反に対する処分等を定めました。

ア 職員の倫理行動規準（第3条）

- ①全体の奉仕者であることを自覚し、市民に対し不当な差別的取扱いをせず、常に公正な職務の執行に当たること。
- ②常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いないこと。
- ③権限の行使に当たっては、市民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと。
- ④職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組むこと。
- ⑤勤務時間外でも、常に公務の信用を念頭に置いて行動すること。

イ 利害関係者(*1)との接触に関する禁止行為とその例外（第4条及び第5条）

- ①利害関係者から金銭、物品、不動産等の贈与を受けること。
例外： 宣伝用物品、記念品等広く一般に配布するものの贈与を受けることは可
- ②利害関係者から金銭の貸付けを受けること。
- ③利害関係者から適正な対価を支払わずに不動産、物品等の貸付けを受けること。
例外： 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用し、又は当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用することは可
- ④利害関係者から適正な対価を支払わずに役務の提供を受けること。
- ⑤利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
- ⑥利害関係者から供応接待を受けること。
例外： 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓等簡素な飲食物の提供を受けることは可

⑦利害関係者と共に遊技、ゴルフ又は旅行をすること。

例外：職員が所属する地域活動団体の親睦を目的としたゴルフ若しくは旅行又は公務のための旅行は可

⑧利害関係者からその他一切の利益又は利益に関して便宜の供与を受けること。

⑨利害関係者をして第三者に対し上記の行為をさせること。

◆「私的な関係*2」に該当し、「公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り」上記の禁止行為を行うことができることを規定しています。

ウ 利害関係者以外の者との間における禁止行為（第6条）

利害関係者以外との間でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて利益の供与を受けてはならない旨を定めています。

エ 利害関係者と共に飲食をする場合の届出（第7条）

利害関係者の負担によらず共に飲食する場合は、自己の飲食に要する費用が1万円を超える場合は、市長又は任命権者に届け出ることを定めています。

オ 利害関係者と共にゴルフをする場合の許可（第8条）

地域活動団体との親睦等市長又は任命権者が必要と認める場合で、市民の疑惑や不信を招くおそれがないときに限り、あらかじめ市長又は任命権者の許可を得ることにより利害関係者と共にゴルフをすることができる旨を定めています。

カ 不正な要求に対する措置（第9条）

職員が職務の執行に当たり、利害関係者から不正な要求をされても応じてはならない旨を規定しています。また、利害関係者から要求を受けたときは倫理監督職員（所属部長）に報告し、必要な措置を講じることを定めています。

キ 倫理監督職員の責務等（第10条）

倫理監督職員は、倫理監督者としての責務を自覚し、職員の模範となるとともに、所属部員の指導・助言に加え、利害関係者からの不正な要求に対して必要な措置を行うよう規定しています。

ク 違反に対する処分等（第11条）

職員がこの規程に違反した疑いがあるときは、倫理監督職員はまちづくり政策部長に報告を行うこととし、調査の上その事実が認められた場合は、市長及び任命権者がその程度に応じ、人事管理上必要な措置を講じることを定めています。

(2) 職員への周知等

ア 説明会の開催

令和5年11月28日(火)、11月30日(木)に全職員(会計年度任用職員を含む。)対象に加東市職員倫理規程職員説明会を開催し、周知を行いました。

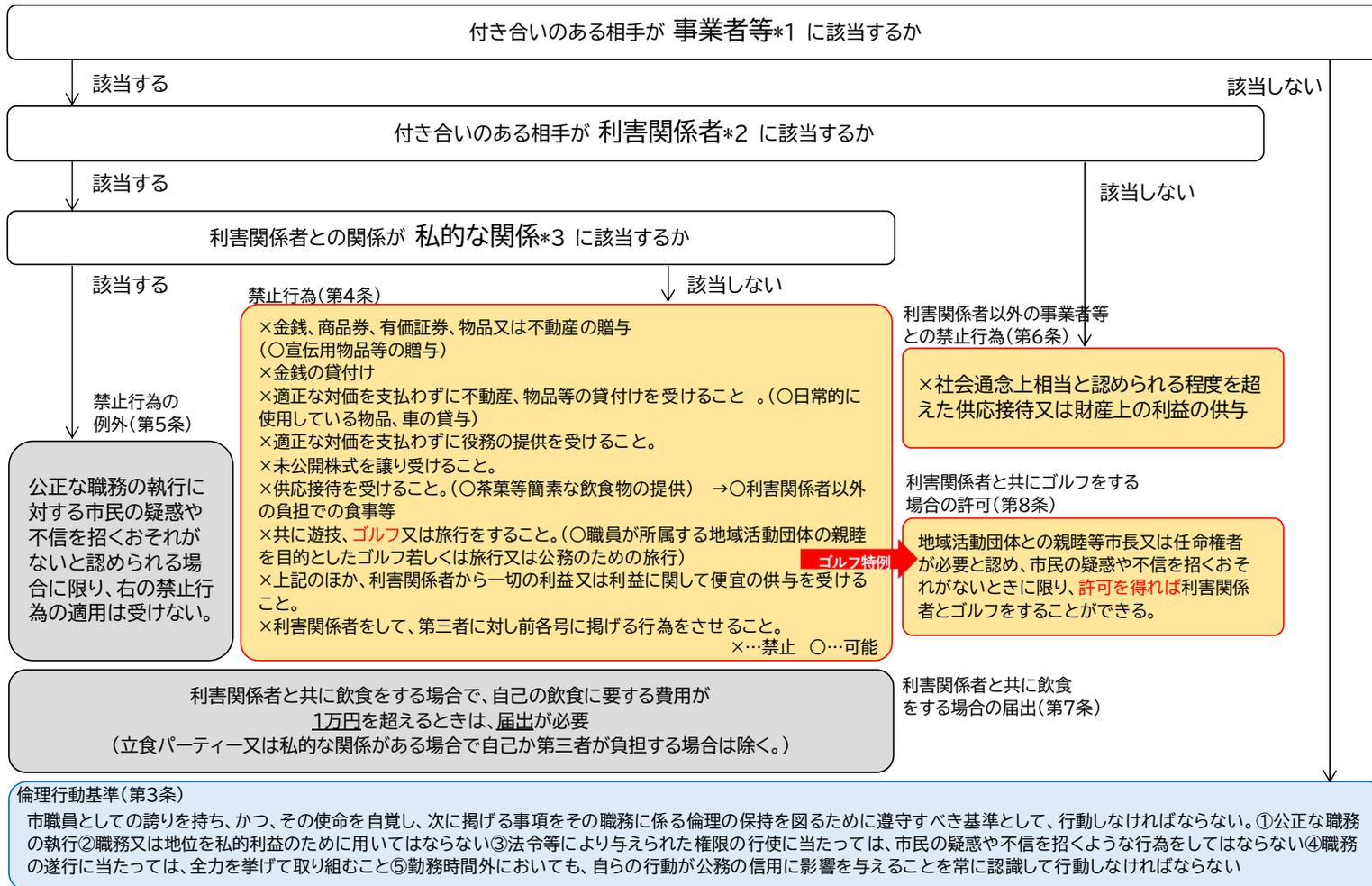
イ 職員倫理研修の実施

令和6年1月9日(火)～11日(木)に倫理規程の内容を含めた職員倫理研修を行う予定です。

(用語)

- *1 利害関係者：職員(異動後3年間は利害関係があるとみなす。)が職務として携わる契約、許認可、立入検査、監査、補助金等の交付、処分、行政指導等職務上の利害関係を有する事業者等をいいます。
- *2 私的な関係：親族関係、友人関係、地域活動を通じて成立した関係その他の職員としての身分に関係なく始まった個人的関係をいう。

加東市職員倫理規程に定める禁止行為等 フローチャート



*1 法人その他の団体及び事業を行う個人並びにこれらによって構成される団体又はこれらの団体等の利益のためにする行為をする場合における役員、従業員、代理人その他の者をいう。

*2 職員(異動後3年間は利害関係があるとみなす。)が職務として携わる契約、許認可、立入検査、監査、補助金等の交付、処分、行政指導等職務上の利害関係を有する事業者等をいう。

*3 親族関係、友人関係、地域活動を通じて成立した関係その他の職員としての身分に関係なく始まった個人的関係をいう。

2 官製談合防止に係る取組について（管財課）

工事等を発注する場合は、競争入札で契約の相手方を決めることが原則です。この競争入札は公正で自由な競争を通じて契約の相手方を決めるものであり、入札参加者や発注者である職員があらかじめ受注者等を決定する入札談合は競争入札の本来の目的を失わせるものであるため、絶対にあってはなりません。職員が談合に関与することがないように、管財課では次の取組を実施します。

(1) 官製談合再発防止研修の実施

官製談合に特化した研修を定期的に行います。本年度は、公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、令和5年11月16日(木)に全職員（会計年度任用職員を含む。）を対象とした官製談合再発防止研修を実施しました。

（研修参加者：302名）

(2) 指名停止期間延長による罰則の強化

現行の加東市競争入札等の執行に関する規程では、入札参加資格業者等が粗雑工事や公衆損害事故などを起こした場合や、贈賄や談合、独占禁止法違反などの不正行為を行った場合に指名停止措置を行っています。

今回発生した事件を受けて、職員に対する設計金額の聞き出し等、入札参加資格業者等による不正な働きかけへの抑止力を働かせるため、規程を改正し、市職員に対する贈賄や、市発注工事で談合等を行った場合の指名停止期間を延長します。

罰則強化内容

指名停止措置要件	指名停止期間	
	現 行	改正案
入札参加資格者等が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。	1 2 箇月	2 4 箇月
市発注に係る建設工事等に関し、競争入札妨害又は談合により逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。	1 2 箇月	2 4 箇月

(3) 官製談合防止マニュアルの作成

全ての職員が「発注に係る秘密情報の漏洩」等に関与することがないように服務規律の保持に関する理解と意識を向上させるとともに、職員が不正な働きかけを受けた場合の対応を明確にするために官製談合防止マニュアルを作成しました。本マニュアルを用いて、職員向け契約事務説明会で官製談合の防止について毎年周知します。

<マニュアルの内容>

ア 入札及び契約の適正化の基本原則

①透明性の確保

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されていること。

②公正な競争

入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促されていること。

③不正行為の排除

入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。

④ダンピング受注（適正な施工が通常見込まれない契約締結）の防止

その請負代金の額によっては公共工事等の適正な施工（履行）が通常見込まれない契約の締結が防止されること。

⑤適正な施工（履行）

契約された内容の適正な施工（履行）が確保されること。

イ 入札談合等関与行為とは

官製談合防止法が禁止している「入札談合等関与行為」とは、国や地方自治体等の職員が入札談合等に関与する行為であって、下図の4つのタイプのいずれかに該当するものをいいます。



<官製談合防止法 第2条第5項各号の類型>

ウ 発注事務における服務規律の保持

不祥事の発生を防止するためには、発注事務におけるそれぞれの段階で、次のような注意が必要です。

①発注準備の段階（発注計画、積算）

発注情報の漏洩禁止、事業者への聞きとり等における注意など

②入札及び契約の段階（入札及び契約方式の選定、入札公告等）

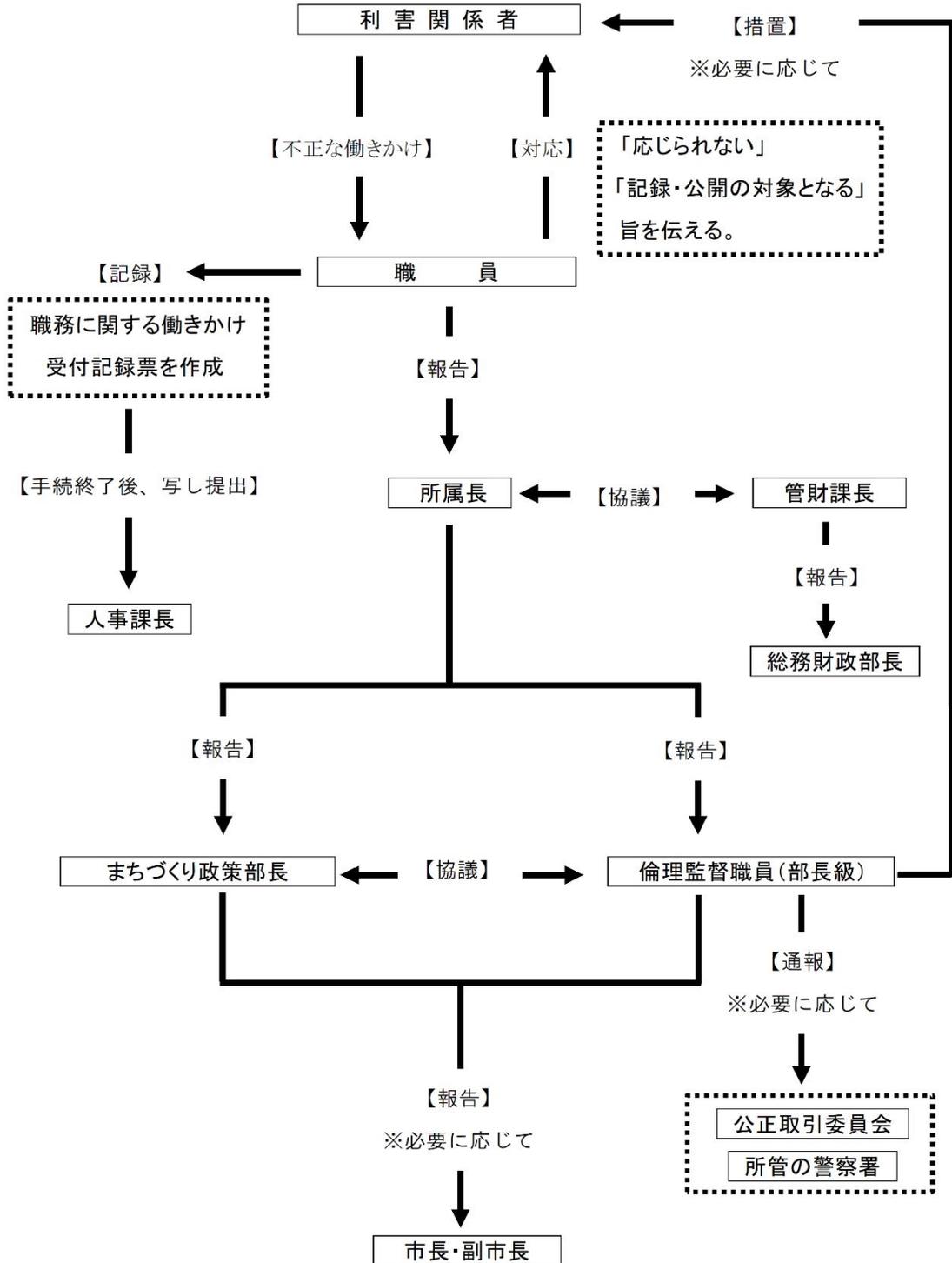
競争性の確保、意図的な業者選定の禁止、適法な随意契約など

③施工（履行）管理及び検査の段階（施工（履行）・監督、検査）

公平な監督・検査、不正な便宜行為等の禁止など

エ 入札及び契約に関する不正な働きかけに対する措置

利害関係者から不正な働きかけがあった場合には、次のフロー図に基づき処理します。



<フロー図>